

東海市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項

東海市市民窓口課等の市民サービスの向上、地域経済の活性化及び経費の削減を目的として、広告入り窓口封筒を無償提供していただける事業主を募集します。

(募集期間)

令和7年(2025年)1月10日(金)から1月24日(金)まで(午後5時必着)

(無償提供していただくもの)

1 広告入り窓口封筒

来庁者が住民票の写しなど各種証明書などの持ち帰り用として利用する窓口封筒

※ 必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を促進するものではありません。

(1) 規格及び作成予定枚数

① 角形2号(縦332mm×横240mm) 12,000枚

② 角形6号(縦229mm×横162mm) 50,000枚

※ 数量については調整させていただく場合があります。

(2) 広告掲載封筒面積

表面・裏面ともに封筒面積の30パーセント程度

※ 掲載位置、サイズ等は別途協議します。

2 封筒設置ケース

提供された封筒を設置するためのケース

(封筒及び封筒設置ケースの設置場所)

東海市役所市民窓口課、税務課、収納課のほか市民窓口課長が指定する場所

(無償提供の期間)

令和7年(2025年)6月1日(日)から令和8年(2026年)5月31日(日)まで

(提出書類)

1 窓口封筒無償提供申込書(様式第1号)

2 窓口封筒無償提供に関する提案書(様式第2号)

- 3 企画提案書（任意提出）
- 4 窓口封筒見本
- 5 会社の登記簿謄本（提出期限前3か月以内のもの）
- 6 納税証明書（直近事業年度の法人市県民税、提出期限前3か月以内のもの）
- 7 会社概要（個人事業の場合は、事業主の身分証明書）

（提出場所等）

市民窓口課に持参又は郵送（必着）してください。

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 市民窓口課 管理担当

電話 052-613-7595、0562-38-6236

なお、FAXやE-mailによる提出は受け付けません。

（応募資格）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団員（東海市暴力団排除条例（平成23年東海市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- 4 市税を滞納していないこと。

（選定基準）

提出された書類に基づき、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1者(事業主)を選定します。その際に、資料提供及びプレゼンテーション等をお願いする場合があります。

なお、選定された提供者とは決定後に確認書を締結します。

また、封筒の納入にあたっては納入期限の1か月前までに東海市に構成内容を提出し、許可を得た上で納入いただくこととなります。

(問い合わせ先)

東海市役所 市民窓口課 管理担当

電話 052-613-7595、0562-38-6236

(注意事項)

- 1 この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- 2 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異義申し立ては受けません。
- 3 提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。
- 4 提出された書類は原則として返却しません。